

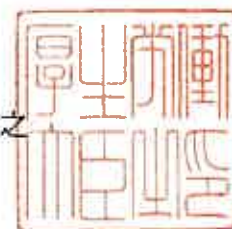
厚生労働省発雇均0310第1号

令和4年3月10日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成14年政令第292号）第7条第2項の規定に基づき、下記について、貴会の意見を求める。

記

令和4年度に係る中小企業退職金共済法第10条第2項第3号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第2条第1項第3号ロ（1）の支給率を0とすること。

一般の中小企業退職金共済事業の収支状況の推移

(単位：億円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	〔令和3年度見込み〕
<b>収入</b>	<b>5,122</b>	<b>4,476</b>	<b>4,320</b>	<b>6,771</b>	<b>4,382</b>
掛金収入等	3,984	4,052	4,106	4,122	4,171
運用収入等	1,079	363	156	2,592	154
その他	59	61	58	57	57
<b>支出</b>	<b>4,604</b>	<b>4,511</b>	<b>4,878</b>	<b>5,196</b>	<b>4,691</b>
退職金支出等	3,584	3,708	3,753	3,771	3,698
責任準備金等の増	953	736	754	1,363	903
運用費用等	3	4	314	4	4
その他	63	64	58	58	86
<b>当期損益金</b>	<b>519</b>	<b>△ 35</b>	<b>△ 558</b>	<b>1,575</b>	<b>△ 309</b>
<b>累積剰余金/累積欠損金</b>	<b>4,335</b>	<b>4,295</b>	<b>3,742</b>	<b>5,317</b>	<b>5,008</b>

(注1) 令和3年度見込みの算定方法については別紙のとおり。

## 令和3年度収支の見込みの算定について

### 1. 掛金収入、退職金支出等

令和3年11月末までの掛金収入、退職金支出等の実績値に同年12月～令和4年3月の推計値を加算した。推計値については、過去3か年の平均値を用いた。

### 2. 責任準備金額

1の推計結果から令和4年3月末に見込まれる各被共済者に係る責任準備金額を算定し、すべての者について合計した。

### 3. 運用収入

#### (1) 自家運用

令和3年12月末時点で保有している資産及び令和4年1月～3月に購入予定の資産について、令和4年1月～3月の利払日や償還日のデータから運用収入を推計した。

#### (2) 委託運用

令和4年1月末時点の時価額を基に、次のとおり、ベンチマーク収益率の過去の統計的データから、3月末時点の時価額を推計した。

2月の収益率：資産ごとの2月ベンチマーク収益率を用いた。

3月の収益率：収益率をゼロとした。

# 剰余金の積立て及び付加退職金支給ルール

- 前年度の決算における累積剰余金の額の4,400億円に対する不足額（累積剰余金が4,400億円を超過している場合は0とする。）を、各年度から2022（令和4）年度までの残存年数で除した値を各年度における目標額（単年度目標額）とする。
- 各年度の利益金の半額を付加退職金に充てるが、利益金が単年度目標額の2倍を下回る場合は、単年度目標額を優先的に剰余金の積立てに充てる。

◆ 単年度目標額の計算式

各年度の単年度目標額 =

$$\frac{4,400\text{億円} - \text{前年度剰余金}}{\text{2022年度} - \text{支給率を計算する年度} (\text{2022年度までの残存年数})}$$

※分子がマイナスの場合はゼロ

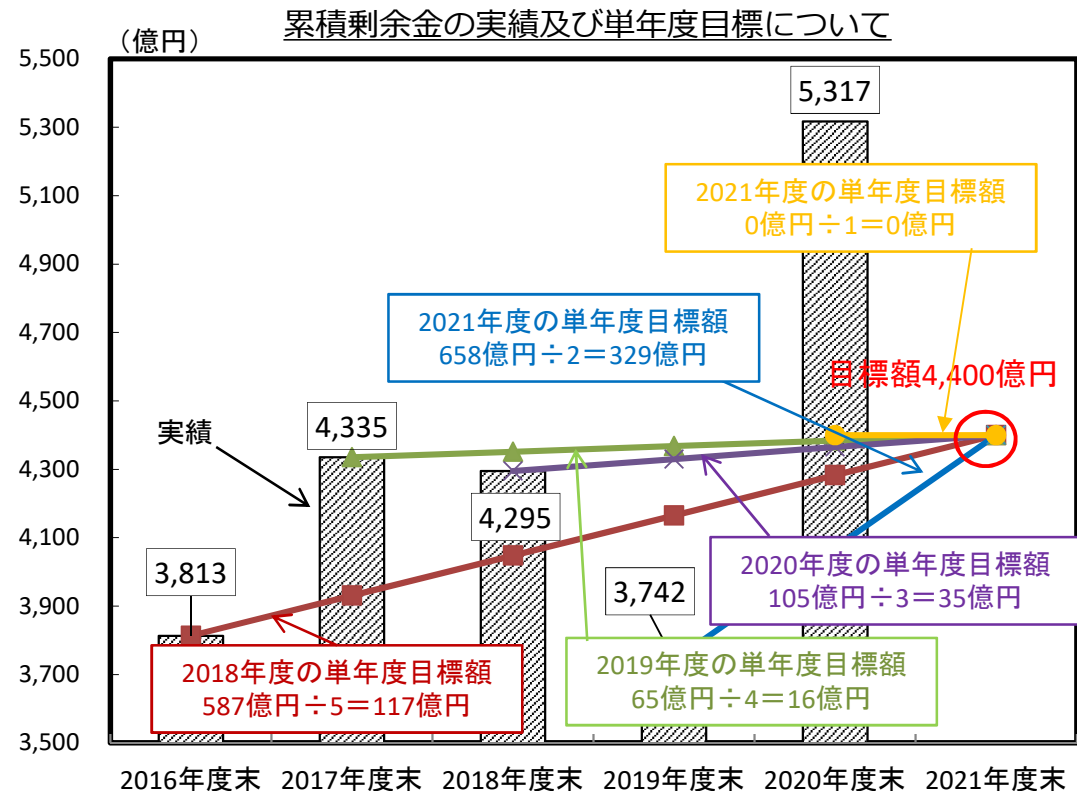
◆ 当年度利益見込額の2分の1を付加退職金に充てる

◆ ただし、単年度目標額は優先して剰余の積立てに充てる

当年度利益

… 付加退職金に充てる部分

… 剰余の積立てに充てる部分



※累積剰余金は、給付経理での値を指す。なお、2018年度末の値は会計処理のため公表値と異なる。